



第98回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2020年6月18日（木曜日）
午前10時10分

場所

横浜市鶴見区弁天町2番地4
シーフォーレ 1階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

目次

第98回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	18
計算書類	26
監査報告書	33
株主総会参考書類	38

(証券コード5609)
2020年5月28日

株 主 各 位

川崎市川崎区白石町2番1号
日本鑄造株式会社
代表取締役 鷺 尾 勝
社 長

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、2020年6月17日（水曜日）17時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時10分
2. 場 所 横浜市鶴見区弁天町2番地4
シーフォーレ 1階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第98期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nipponchuzo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果

2019年度の当社を取り巻く事業環境については、以下のとおりです。

米中貿易摩擦の影響により落ち込んだ半導体の需要は、回復の兆しが見えておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその回復は限定的となっております。建設機械や工作機械は、需要が落ち込んだまま回復の見込みが不透明となっております。また、東京オリンピックに向けたビル・インフラ建設の特需はほぼ終了しております。

その結果、素形材部門では、半導体製造装置向けおよび工作機械向けの需要が減少し、受注については前年度比4.4%減少し、売上高については16.3%の減少となりました。また、エンジニアリング部門では、受注についてはほぼ前年度並みとなりましたが、売上高については一部の建築部材が減少し、前年度比4.5%の減少となりました。

以上の結果、連結売上高は12,091百万円と、前年度比12%の減少となりました。利益につきましては、売上減の影響などにより、営業利益は425百万円と、前年度比36.4%の減益となりました。連結経常利益は457百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は331百万円となりました。

当期の期末配当につきましては、前述の当期純利益となりましたので1株当たり25円で株主総会におはかりすることいたしました。

なお、当社の100%子会社である白石興産株式会社が担当していた福山製造所の構内作業については2020年3月より当社が引き継ぎ、関連作業を統合した効率的な体制に移行しました。同社は2020年3月31日より清算手続きを開始しております。これにより、これまで以上に最適なグループ運営を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

製品別連結受注高

区 分	第 97 期 (2019年3月期)		第 98 期 (2020年3月期)		前 期 比	
	受 注 高		受 注 高			
(製 品)	百万円	%	百万円	%	百万円	%
素 形 材	7,603	58.5	7,272	57.8	△330	△4.4
エンジニアリング	4,834	37.2	4,873	38.7	39	0.8
そ の 他	565	4.3	445	3.5	△120	△21.3
合 計	13,003	100.0	12,591	100.0	△412	△3.2

製品別連結売上高

区 分	第 97 期 (2019年3月期)		第 98 期 (2020年3月期)		前 期 比	
	売 上 高		売 上 高			
(製 品)	百万円	%	百万円	%	百万円	%
素 形 材	8,079	58.8	6,760	55.9	△1,319	△16.3
エンジニアリング	5,084	37.0	4,855	40.2	△229	△4.5
そ の 他	577	4.2	476	3.9	△101	△17.5
合 計	13,741	100.0	12,091	100.0	△1,650	△12.0

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額の総額は、合理化を含む老朽更新等を中心に807百万円（前期比6.4%の減少）であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの資金調達状況は、運転資金の増加に伴い、短期借入金 を800百万円増額し、長期借入金については、523百万円の約定弁済を行なった結果、借入金残高 は2,532百万円となりました。

(4) 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第95期 (2017年3月期)	第96期 (2018年3月期)	第97期 (2019年3月期)	第98期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高	百万円 9,610	百万円 13,330	百万円 13,741	百万円 12,091
営業利益又は 営業損失(△)	△313	762	668	425
経常利益又は 経常損失(△)	△306	769	763	457
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	△825	598	532	331
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)	△160円87銭	116円65銭	103円84銭	64円53銭
総 資 産	百万円 18,272	百万円 20,305	百万円 20,679	百万円 19,899
純 資 産	9,484	10,037	10,369	10,384

(5) 企業集団が対処すべき課題

当社グループが継続的に収益を確保していくためには、素形材部門における収益性改善と人材育成の課題に取り組んでいくことが必要であると認識しております。

このために次の施策を着実に実行して参ります。

- ① 成長戦略「選択と集中」に基づいた、注力すべきコア技術・コア製品の見極め
- ② 見極めた技術・品種・製品の強みの深化
- ③ 品質・コスト・生産性改善、ムダ削減の一層のレベルアップ
- ④ 上記に対する、経営資源（「ヒト」、「モノ」、「カネ」）の選択的配分
- ⑤ 階層別教育の充実

当社グループをめぐる経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う需要減等の懸念材料により、先行きの不透明感が高まっていますが、感染リスク対策に万全を尽くしながら事業を継続し、上記の施策に取り組んで参ります。今後の状況判断を迅速に行い、企業の持続的成長を図り、株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーにとっての企業価値の向上に努める所存です。

株主の皆様におかれましては引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、鑄造関連事業を主な分野として事業展開を行っております。

鑄鋼品では、IT産業等の先端産業向けの高機能材としての低熱膨張材 (LEX) や大型鉦山機械用建機部品をはじめとして様々な産業分野向けに製造・販売しており、鑄鉄品では構造材としての極厚肉用球状黒鉛鑄鉄 (スーパーダクタイル) や鑄型、鑄鉄連続鑄造材 (マイティバー) を中心に製造・販売しております。中でも低熱膨張材 (LEX) および極厚肉用球状黒鉛鑄鉄 (スーパーダクタイル) は、お客様から高い評価を得ています。

公共投資関連では、鋼製支承・ゴム支承・伸縮装置 (マウラージョイント) 等の橋梁部品が優れた耐震部材として橋梁建設を支え、建築分野では下ナット方式を採用した柱脚 (NCベース) が耐震力向上に、また、建築接合金物が建築物のデザイン性向上に寄与しております。

(7) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場の状況

本社	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号
川崎工場	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号
池上工場	神奈川県川崎市川崎区池上町2番1号
福山製造所	広島県福山市鋼管町1番地
大阪事務所	大阪府大阪市西区靱本町1丁目10番24号

② 子会社

株式会社ダット	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号
---------	-------------------

(8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
240名	2名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
235名	増減なし	37.4歳	13.7年

(注) 被出向者7名および嘱託・シニア40名は除いております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダット	百万円 46	% 100.0	道路および橋梁用機材の設計製作販売

② その他の重要な企業結合の状況

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社およびJFEスチール株式会社との関係

JFEスチール株式会社は、当社の議決権の33.98%を所有し、当社は同社に対し当社の製品の一部を供給するほか、池上工場用地および福山製造所用地を同社から賃借しております。

また、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社は、JFEスチール株式会社の親会社であります。

(10) 主要な借入先、借入金 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	百万円 1,214
株式会社横浜銀行	818

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,135,150株 (自己株式3,542株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主の数 3,900名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
JFEスチール株式会社	千株 1,743	% 33.98
日立建機株式会社	718	14.01
榎本 里司	143	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	64	1.25
松井 崇	38	0.76
村山 信也	36	0.72
後藤 幸雄	31	0.61
林田 芳太郎	30	0.58
小柳 厚三	26	0.52
日本証券金融株式会社	22	0.45

(注) 持株比率は自己株式3,542株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鷲 尾 勝	素形材事業部長
取 締 役	阿 部 素 夫	エンジニアリング事業部長 安全衛生室、技術研究所、品質保証部担当
取 締 役	今 井 祥 隆	建材事業部長 企画管理部、人事総務部(人事) 担当
取 締 役	原 田 孝 志	エンジニアリング事業部副事業部長 設計部、生産技術部担当
取 締 役	山 口 陽 子	人事総務部長 経理部、監査部、環境・設備部担当
取 締 役	緒 方 彰 人	加茂法律事務所パートナー弁護士 山崎建設ホールディングス(株)社外監査役
取 締 役	秋 山 昇 一	日立建機(株) 研究・開発本部 パワー・情報制御プラ ットフォーム事業部機器生産技術部長
常 勤 監 査 役	阿 部 俊 彦	
監 査 役	壁 矢 和 久	JFEスチール(株)スチール研究所研究企画部長
監 査 役	野 神 光 弘	JFEスチール(株)監査役事務局部長
監 査 役	上 原 博 英	JFEスチール(株)製鋼技術部長 日本鋳鉄管(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役 緒方彰人氏および秋山昇一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 壁矢和久、野神光弘および上原博英の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役 緒方彰人氏および秋山昇一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 等
家 村 剛	2019年6月18日	任 期 満 了	取締役
大 島 健 二	2019年6月18日	辞 任	社外監査役

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区	分	支給人数	支給額
取	締	7名	52百万円
監	査	2名	16百万円
合	計	9名	68百万円

- (注) 1. 上記支給額には、社外役員2名分の6百万円が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人支給分は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第70回定時株主総会決議において月額 12百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第73回定時株主総会決議において月額 2.5百万円以内と決議いただいております。
5. 2019年6月18日開催の第97回定時株主総会の決議に基づき、退任した取締役に對して8百万円の役員退職慰勞金を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

各社外役員の重要な兼職先は10ページに記載のとおりです。なお、日立建機株式会社、加茂法律事務所、山崎建設ホールディングス株式会社、日本鑄鉄管株式会社と当社との間には特別な関係はありません。また、J F E スチール株式会社と当社との関係は8ページに記載のとおりです。

② 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	緒 方 彰 人	11回開催の取締役会に全て出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	秋 山 昇 一	11回開催の取締役会のうち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	壁 矢 和 久	11回開催の取締役会および14回開催の監査役会に全て出席し、経営の客観性、中立性の観点から適宜発言を行っております。
監査役	野 神 光 弘	11回開催の取締役会および14回開催の監査役会に全て出席し、経営の客観性、中立性の観点から適宜発言を行っております。
監査役	上 原 博 英	2019年6月18日に就任後、9回開催の取締役会および12回開催の監査役会全てに出席し、経営の客観性、中立性の観点から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	区 分	金 額
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16百万円
②	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は会計監査人の独立性および審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、取締役会と綿密な連携をとりつつ、解任または不再任の決定を行う方針であります。

5. 内部統制体制構築の基本方針について

当社取締役会において決議した内部統制体制構築の基本方針は、以下のとおりであります。

1. 当社の企業理念ならびに定款、取締役会規則などをはじめとする、業務遂行にかかわるすべての規程・規則など（以下「諸規程・規則」）は包括的一体として、当社の内部統制体制を構成するものである。よって、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動にかかわる法令変更または社会環境の変化にしたがい、さらに業務執行の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正がおこなわれることにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めるものとする。
2. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連について次のとおり確認する。
 - (1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社および当社グループ会社の経営にかかわる重要事項は、関連規程に従い、経営会議の方針審議を経て、取締役会または経営会議で決定する。
 - (イ) 業務執行は、代表取締役社長のもと、各担当役員により、各部門の業務規程等に則り、おこなわれる。
 - (ウ) 代表取締役社長のもとCSR会議を置き、同会議を構成するものとして、必要な委員会、部会を設置する。各部会単位で、それぞれの業務執行の有効性・効率性の確保および倫理法令遵守の観点から、適宜、ルールやリスク対応方針などを検討、整備する。
 - (エ) 内部監査部門が、業務執行の有効性・効率性および倫理法令遵守状況について監査する。
 - (2) 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
取締役会などの会議体における実質的、効率的審議を図ることのほか、CSR会議部会において業務執行の有効性・効率性の観点から検討、ルール見直しを継続的におこなう。
さらに、内部監査部門が倫理法令遵守状況に加え、業務執行の有効性・効率性について監査する。
 - (3) 取締役の職務執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制
取締役会規則、経営会議運営規程、文書保存規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティ管理規程その他情報の保存、管理にかかわる規程または規則が包括的に、本体制を構成する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営にかかわるリスクについては、当社各部門の業務執行において、担当取締役等がリスク管理上の課題を洗い出すことに努めており、個別の重要なリスク課題については、必要なつど、経営会議等で審議する。また、CSR会議の部会において、社内横断的に当社事業にかかわるリスクを洗い出し、対応方針の協議、検討を継続的におこなうものとする。

(5) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 当社グループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他当該会社の特質を踏まえ、必要に応じ、本基本方針に定める事項について体制を整備し、業務執行にあたってはグループ会社管理規程に則り、これをおこなう。

(イ) リスク管理体制

当社はグループ経営に関する重要事項について、取締役会規則、経営会議運営規程、グループ会社管理規程等により、審議・決定する。

(ウ) コンプライアンス体制

当社グループに属する会社は倫理法令遵守につき、当社が設置するコンプライアンス委員会にその体制を組み込む。

(エ) 当社は、企業倫理ホットラインについて、当社およびグループ会社の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として整備し、適切に運用する。

(オ) 当社は、グループに属する会社の財務報告の信頼性確保および適時適切な情報開示のため、当社経理部長がグループ各社の役員等に就任し、適切な財務報告、情報開示体制をとる。

3. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制について次のとおり確認する。

(1) 監査役職務を補助する使用人、その独立性に関する事項

現在、監査役職務を補助する使用人は設置していないが監査役が設置を求めた場合は、監査役と協議する。

(2) 監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ) 取締役および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

(ウ) 監査役は当社グループに属する会社の監査役を兼務しており、その取締役会に出席し報告を受ける。

- (エ) 企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告する。
- 監査役への報告については、企業倫理ホットラインにより、通報、相談もしくは報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- (オ) 当社グループに属する会社の取締役および使用人は必要に応じ、または監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務執行状況を報告する。
- (カ) 上記(オ)の報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けることはない。
- (キ) 監査役の職務の執行について、費用の前払い等が必要となる場合は、速やかに所定の手続きに則り所要費用の前払い等を行う。
- (3) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- (ア) 監査役は、監査役会規則、監査役監査規程等を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築する。
- (イ) 取締役および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑におこなわれるよう、監査環境の整備に協力する。
- (ウ) 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

6. 内部統制体制の主な運用状況

当社およびグループ会社の内部統制体制の運用状況は、以下のとおりであります。

1. 経営の重要事項の審議・決定手続

(ア)当社およびグループ会社に関する経営の重要事項については、当社の取締役会規則等により定められた決定手続に従って取締役会等適切な会議体で審議・決定しています。

(イ)環境経営の徹底、コーポレートガバナンス強化等の一環から、購買基本方針を定め、ホームページ上に掲載しました。

2. 内部統制に関する各種施策の実施状況

(ア)コンプライアンス強化の観点から、コンプライアンス強化月間を定め、ルールを読み合わせ活動を実施したほか、Eラーニング研修を実施し、知識の習得と定着化を図りました。

(イ)グループ会社社員を含めた全社人権啓発研修を実施しました。

(ウ)品質管理の更なる向上に向け、試験・検査の自動化を推進するとともに、全社員を対象とした全社QA教育を実施しました。

(エ)リスクマネジメント強化のため、情報セキュリティ上のアクセス権管理の強化に努めました。

(オ)2019年4月に施行された一連の働き方改革関連法に則り、労働時間や年休取得の管理の徹底を図りました。

3. 企業倫理ホットライン（内部通報制度）の運用状況

ホットラインに関する社内規程および運用の再点検を実施し、制度の利用対象範囲の拡大や通報内容の社内報告義務を明記する等の改訂を行いました。通報に対しては、適切に対応しています。

4. 当社およびグループ会社に対する内部監査の実施状況

当社およびグループ会社の業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について、監査計画に基づき、適切に監査を実施しました。

5. 財務報告の信頼性確保のための体制、適時適切な情報開示のための体制の運用状況

当社およびグループ会社の財務報告・情報開示の体制は、当社が保持するグループとしての体制の中に組み込まれており、情報開示が必要となる情報が生じた場合の報告体制を整備するとともに、当該体制に基づく業務プロセスに従い、当社に対して適切に決算情報を報告しています。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,210	流動負債	4,919
現金及び預金	195	支払手形及び買掛金	1,022
受取手形及び売掛金	3,813	電子記録債務	1,282
電子記録債権	1,246	短期借入金	1,752
製品及び仕掛品	2,038	未払法人税等	36
原材料及び貯蔵品	731	賞与引当金	170
その他	188	役員賞与引当金	4
貸倒引当金	△2	その他	650
固定資産	11,688	固定負債	4,594
有形固定資産	10,712	長期借入金	780
建物及び構築物	1,930	再評価に係る繰延税金負債	2,141
機械装置及び運搬具	1,395	役員退職慰労引当金	34
土地	7,203	P C B 処理引当金	286
建設仮勘定	26	退職給付に係る負債	1,316
その他	155	その他	36
無形固定資産	109	負債合計	9,514
投資その他の資産	866	(純資産の部)	
投資有価証券	262	株主資本	5,618
繰延税金資産	556	資本金	2,627
その他	47	資本剰余金	524
貸倒引当金	△0	利益剰余金	2,470
資産合計	19,899	自己株式	△4
		その他の包括利益累計額	4,765
		その他有価証券評価差額金	△13
		土地再評価差額金	4,779
		純資産合計	10,384
		負債及び純資産合計	19,899

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		12,091
売 上 原 価		10,460
売 上 総 利 益		1,631
販売費及び一般管理費		1,206
営 業 利 益		425
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	45	
そ の 他	5	50
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
物 品 売 却 損	7	
そ の 他	0	18
経 常 利 益		457
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	21	
災 害 に よ る 損 失	18	39
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		417
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	0	
法 人 税 等 調 整 額	85	86
当 期 純 利 益		331
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		331

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,627	524	2,293	△4	5,441
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△153		△153
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			331		331
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	177	△0	177
当 期 末 残 高	2,627	524	2,470	△4	5,618

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 利 益 包 括 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	147	4,779	4,927	10,369
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△153
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				331
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△161	—	△161	△161
当 期 変 動 額 合 計	△161	—	△161	15
当 期 末 残 高	△13	4,779	4,765	10,384

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 連結子会社の数 | 1社 |
| 連結子会社の名称 | 株式会社ダット |
| (2) 非連結子会社の名称等 | 白石興産株式会社 |
- (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、白石興産株式会社は、2020年3月31日に清算手続きを開始しました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社1社（白石興産株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

製品及び仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～47年
機械及び装置、運搬具	2年～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社および連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社および連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上する方法によっております。

役員賞与引当金

当社は、役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

退職給付に係る負債の計上基準

当社および連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用については、その発生した連結会計年度に収益又は費用として処理することとしております。

役員退職慰労引当金

当社および連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

PCB処理引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の廃棄処理に備えるため、当連結会計年度末における処理費用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	482百万円
機械装置及び運搬具	1 "
土地	7,166 "
その他	1 "
計	7,650 "

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,000百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,570百万円

3. 「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」に基づいて事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）」第2条第3号に定める評価額に合理的な調整を加えて算定する方法。

・再評価を行った日

2002年2月25日

・再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額の差額

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	株 5,135,150	株 —	株 —	株 5,135,150

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	株 3,400	株 142	株 —	株 3,542

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 142株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月18日 定時株主総会	普通株式	153	30.00	2019年3月31日	2019年6月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	128	利益剰余金	25.00	2020年3月31日	2020年6月19日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	195	195	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,813	3,813	—
(3) 電子記録債権	1,246	1,246	—
(4) 投資有価証券、その他有価証券	188	188	—
(5) 支払手形及び買掛金	(1,022)	(1,022)	—
(6) 電子記録債務	(1,282)	(1,282)	—
(7) 短期借入金	(1,752)	(1,752)	—
(8) 長期借入金	(780)	(783)	(3)

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券、その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額73百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券、その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,023円67銭
2. 1株当たり当期純利益	64円53銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,988	流動負債	4,962
現金及び預金	188	電子記録債権	1,282
受取手形	478	買掛金	813
電子記録債権	1,156	短期借入金	1,350
売掛金	3,311	一年内返済予定の長期借入金	402
製品及び仕掛品	1,937	未払金	235
原材料及び貯蔵品	731	未払費用	76
前渡金	46	未払法人税等	27
前払費用	34	未払消費税等	130
未収入金	101	前受金	3
その他	2	預り金	275
貸倒引当金	△0	賞与引当金	166
固定資産	11,893	役員賞与引当金	4
有形固定資産	10,712	設備関係未払金	192
建物	1,774	固定負債	4,589
構築物	155	長期借入金	780
機械及び装置	1,378	長期預り保証金	36
車輛運搬具	17	再評価に係る繰延税金負債	2,141
工具、器具及び備品	155	退職給付引当金	1,313
土地	7,203	役員退職慰労引当金	32
建設仮勘定	26	P C B 処理引当金	286
無形固定資産	108	負債合計	9,551
投資その他の資産	1,072	(純資産の部)	
投資有価証券	219	株主資本	5,638
関係会社株式	259	資本金	2,627
従業員に対する長期貸付金	0	資本剰余金	524
長期前払費用	32	資本準備金	524
差入保証金	4	その他資本剰余金	0
繰延税金資産	554	利益剰余金	2,490
貸倒引当金	△0	利益準備金	131
資産合計	19,881	その他利益剰余金	2,358
		繰越利益剰余金	2,358
		自己株式	△4
		評価・換算差額等	4,691
		その他有価証券評価差額金	△19
		土地再評価差額金	4,710
		純資産合計	10,329
		負債及び純資産合計	19,881

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,707
売 上 原 価		10,186
売 上 総 利 益		1,521
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,129
営 業 利 益		391
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	44	
そ の 他	5	50
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
物 品 売 却 損	7	
そ の 他	0	18
経 常 利 益		423
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	111	111
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	21	
災 害 に よ る 損 失	18	39
税 引 前 当 期 純 利 益		495
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△5	
法 人 税 等 調 整 額	82	76
当 期 純 利 益		419

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自 己 株 式 株 資 合 計	株 資 合 計 主 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合 計		
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合			
当 期 首 残 高	2,627	524	0	524	126	2,098	2,225	△4	5,373	
当 期 変 動 額										
利益準備金の積立					5	△5	—		—	
剰余金の配当						△153	△153		△153	
当期純利益						419	419		419	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	5	260	265	△0	265	
当 期 末 残 高	2,627	524	0	524	131	2,358	2,490	△4	5,638	

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	129	4,710	4,840	10,213
当 期 変 動 額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△153
当期純利益				419
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△149	—	△149	△149
当期変動額合計	△149	—	△149	115
当 期 末 残 高	△19	4,710	4,691	10,329

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

個別注記表

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券

① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品及び仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～47年

機械装置及び車輛運搬具 2年～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用は、その発生した年度に収益又は費用として処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

PCB処理引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の廃棄処理に備えるため、当事業年度末における処理費用見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	463百万円
構築物	18 "
機械及び装置	1 "
工具、器具及び備品	1 "
土地	7,166 "
計	7,650 "

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,000百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,570百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	202百万円
短期金銭債務	377百万円

4. 「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」に基づいて事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）」第2条第3号に定める評価額に合理的な調整を加えて算定する方法。

・再評価を行った日 2002年2月25日

・再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額の差額

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	685百万円
仕入高	812 "
営業取引以外の取引による取引高	171 "

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	株 3,400	株 142	株 —	株 3,542

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 142株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 50百万円

子会社株式評価損 45 "

退職給付引当金 401 "

PCB処理引当金 87 "

たな卸資産評価損 37 "

固定資産減損損失 40 "

その他 25 "

繰延税金資産小計 689 "

評価性引当額 △143 "

繰延税金資産合計 546 "

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 8百万円

繰延税金負債合計 8 "

繰延税金資産の純額

554 百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,012円99銭

2. 1株当たり当期純利益 81円72銭

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

日本 鑄造 株式 会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 康 晴 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稻 吉 崇 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本鑄造株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本鑄造株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社および連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

日本 鑄造 株式 会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 中 島 康 晴 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 稻 吉 崇 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本鑄造株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、ほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

日本 鑄造 株式 会社 監 査 役 会

監 査 役（常 勤） 阿 部 俊 彦 ㊟

社 外 監 査 役 壁 矢 和 久 ㊟

社 外 監 査 役 野 神 光 弘 ㊟

社 外 監 査 役 上 原 博 英 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と経営基盤の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案して、以下のとおりとしたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金25円00銭 総額128,290,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月19日

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 鷺尾 勝、阿部素夫、緒方彰人、秋山昇一の4氏の任期が満了しますので取締役4名の再任と新たに取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

鷺尾 勝 (1958年2月21日生)

候補者の所有する当社の株式数…4,500株

再任

〔略歴、当社における地位および担当〕

1982年4月 川崎製鉄株式会社入社
2004年9月 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所製鋼部長
2007年4月 同社東日本製鉄所工程部長
2009年4月 同社西日本製鉄所企画部長
2010年10月 同社第1原料部長
2012年4月 JFEマテリアル株式会社 代表取締役社長
2016年4月 当社入社常勤顧問
2016年6月 当社代表取締役社長（現任）
2018年6月 当社素形材事業部長

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔取締役候補者とした理由〕

鷺尾勝氏は、長年にわたる鉄鋼業界での製造管理や企画業務の経験に加え、2016年6月より、当社の代表取締役社長として、経営に関する高い見識と共にリーダーシップを発揮し、成長戦略の立案・実行、業務運営の改革を推進しております。これらの豊富な知見と経験により適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式数には、日本鑄造役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

候補者番号

2

阿部 素夫 (1955年10月26日生)

候補者の所有する当社の株式数…2,700株

再任

〔略歴、当社における地位および担当〕

1980年4月 当社入社
2008年1月 当社エンジニアリング事業部生産技術部エンジニアリング工場長
2011年4月 当社エンジニアリング事業部生産技術部長
2012年4月 当社素形材事業部川崎製造所長
2014年4月 当社素形材事業部副事業部長 同事業部池上製造所長
2014年6月 当社取締役（現任）
2015年7月 当社素形材事業部製造部長
2016年4月 当社建材事業部副事業部長
2017年1月 当社技術研究所、品質保証部担当（現任）
当社環境・設備部担当
2017年8月 当社安全衛生室担当（現任）
2018年6月 当社エンジニアリング事業部長
2020年4月 当社技術サービス部、製造部、福山製造所担当（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔取締役候補者とした理由〕

阿部素夫氏は、当社における幅広い製造管理や調達の業務経験に加え、2014年6月に取締役に就任し、各事業部門および全社部門に関与し事業運営に携わってきました。その豊富な知見と実績により適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式数には、日本鑄造役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

3

稲葉 味善 (1958年12月12日生)

候補者の所有する当社の株式数… 200株

新任

〔略歴、当社における地位および担当〕

1981年4月 久保田鉄工株式会社入社
2003年10月 株式会社クボタ 自動販売機営業部長
2013年4月 同社電装機器事業部副事業部長
2014年10月 同社東北支社長兼震災復興プロジェクト主査
2016年1月 同社水環境営業推進部長
2018年3月 当社入社
2018年4月 当社素形材事業部営業部長
2020年4月 当社素形材営業部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔取締役候補者とした理由〕

稲葉味善氏は、産業機械業界における長年の営業業務の経験に加え、2018年から当社の素形材事業部営業部長として事業運営に携わってきました。その豊富な知見と実績により適任であると判断し、取締役候補者としております。

（注）上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

緒方 彰人 (1971年12月4日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

再任

社外

〔略歴、当社における地位および担当〕

2000年10月 弁護士登録 加茂法律事務所入所
2010年1月 同事務所パートナー（現任）
2016年6月 当社社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

加茂法律事務所パートナー弁護士
山崎建設ホールディングス株式会社社外監査役

〔社外取締役候補者とした理由〕

緒方彰人氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識を有しており、2016年6月の就任以来当社社外取締役として独立した立場で大所高所からの観点を持って、当社の経営に適切な監督と助言を頂いております。これらの点から適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 緒方彰人氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は緒方彰人氏と責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容の概要は、12ページに記載のとおりであります。同氏の再任が承認された場合、引続き同氏との間に同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は緒方彰人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 緒方彰人氏は現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

5

あ き や ま し ゚ ゅ う い ち
秋山 昇一

(1969年6月4日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

再任

社外

〔略歴、当社における地位および担当〕

1994年4月 日立金属株式会社入社
2010年10月 日立建機株式会社入社
2015年8月 同社開発・生産統括本部生産・調達本部生産技術センタ生産技術部長
2018年6月 当社社外取締役（現任）
2019年4月 日立建機株式会社 研究・開発本部 パワー・情報制御プラットフォーム事業部
機器生産技術部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

日立建機株式会社 研究・開発本部 パワー・情報制御プラットフォーム事業部機器生産技術部長

〔社外取締役候補者とした理由〕

秋山昇一氏は、社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これまで鉄鋼および建設機械業界において長年、開発・生産業務に従事し、幅広く豊富な経験と知識を有しており、2018年6月の就任以来当社社外取締役として独立した立場で大所高所からの観点をもち、当社の経営に適切な監督と助言を頂いております。これらの点から適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 秋山昇一氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は秋山昇一氏と責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容の概要は、12ページに記載のとおりであります。同氏の再任が承認された場合、引続き同氏との間に同内容の契約を締結する予定であります。
 4. 当社は秋山昇一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 秋山昇一氏は現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 阿部俊彦氏が任期満了により退任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

いのうえ
井上

しげあつ
誠厚 (1960年2月18日生)

候補者の所有する当社の株式数…… 一株

新任

〔略歴、当社における地位〕

1982年4月 川崎製鉄株式会社入社
2006年4月 JFEスチール株式会社 第2関連企業部主任部員
2008年4月 JFEスチール株式会社 第1関連企業部主任部員
2015年4月 JFE電制株式会社 取締役
2016年4月 JFEプラントエンジニア株式会社 執行役員
2017年4月 JFEプラントエンジニア株式会社 取締役・執行役員
2020年4月 当社入社常勤顧問（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔監査役候補者とした理由〕

井上誠厚氏は、これまで鉄鋼業界において経理・財務・企画業務に長年従事しており、その幅広く豊富な経験と知識を活かし、客観的な立場から当社の監査に貢献いただけると判断し、監査役候補者としております。

(注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 井上誠厚氏は常勤監査役候補者であります。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって退任されます監査役 阿部俊彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
阿 部 俊 彦	2016年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

第98回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 シーフォーレ 1階 会議室
 横浜市鶴見区弁天町2番地4
- 日 時 2020年6月18日(木曜日) 午前10時10分
- 最 寄 駅 JR鶴見線 弁天橋駅(駅前)
- お 願 い 会場には駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。

ご 参 考 JR鶴見線時刻表

鶴 見 駅	弁 天 橋 駅
9:21 弁天橋行	9:26 着
9:30 海芝浦行	9:35 着
9:45 扇町行	9:50 着

